

# UNEP/CBD/COP/12/1/Add.1/Rev.1 仮訳

---

UNEP/CBD/COP/12/1/Add.1/Rev.1 を基にまとめた。

制作：道家哲平（国際自然保護連合日本委員会）、安藤みゆき（生物多様性わかものネットワーク）

本資料は、生物多様性条約第 12 回締約国会合および関連会合の参加者向け資料であり、随時、複製・頒布・改変が可能である。ただし、営利目的で、本資料を複製・頒布・改変する場合は、この限りではない。

## 目次

<b>&lt;1&gt; 会議運営について</b>	<b>4</b>
<b>&lt;2&gt; レポート</b>	<b>4</b>
ITEM8 COP11 から今までに開かれた会合および地域的な準備会合についてのレポート	4
ITEM9 事務局長からの報告および信託基金 (TRUST FUND) の予算についてのレポート	4
ITEM10 名古屋議定書の現状 (遺伝資源へのアクセスと、遺伝資源の利用による恩恵の公正で公平な分配について)	5
<b>&lt;3&gt; 生物多様性戦略計画 2011-2010 と愛知ターゲット : アクセスの進捗と実施について</b>	<b>6</b>
ITEM11 世界生物多様性概況第4版 (以下 GBO4)	6
ITEM12 生物多様性戦略計画 2011-2020 の目標、愛知ターゲットの進展のレビューと進捗拡大のための更なる行動について	7
ITEM13 会議の目標実施のサポートの供給と生物多様性戦略計画 2011-2020 の進捗、能力形成・技術・科学協力と実施をアシストするその他のイニシアチブの拡大についてのレビュー	8
ITEM14 資源動員	11
ITEM15 ファイナンシャルメカニズム	12
ITEM16 生物多様性と持続可能な開発	13
ITEM17 ジェンダー考慮の主流化	14
<b>&lt;4&gt; 会議の行動計画についてのその他の議題</b>	<b>15</b>
ITEM18 アクセスと利益の共有	15
ITEM19 8条J項と関連する条項	15
ITEM20 責任と救済	17
ITEM21 海と沿岸の生物多様性	17
ITEM22 外来種の侵入	18
ITEM23 世界植物保全戦略	19
ITEM24 新出で緊急性の高い議題 : 合成生物学	20
ITEM25 生物多様性と気候変動	21
ITEM26 生態系保護と保存	22

ITEM27	生物多様性の持続可能な利用：野生肉と野生動物の持続可能な管理	22
ITEM28	バイオ燃料と生物多様性	23
ITEM29	他の条約・国際機関・利害関係者との取り決めとの協力（企業も含む）	23

---

**<5> 会議の運営について** **26**

ITEM30	条約の構造と手続きの効率化の改善、決議の失効	26
ITEM31	2020年に向けた締約国会議の多年度計画	28
ITEM32	2015-2016の2年間行動計画にむけた予算について	28

---

**<6> 閉会** **30**

ITEM33	その他の議題	30
ITEM34	報告の採択	30
ITEM35	会議の閉会	30

## <1> 会議運営について

省略

## <2> レポート

item8 COP11 から今までに開かれた会合および地域的な準備会合についてのレポート  
37.

COP11 と COP12 の間の期間に開かれた補助期間の会合についての情報共有が議長より行われる。  
その会合の中で生じた課題について、適切な議題の中で取り上げる。

その課題は以下のものを含む。

- a. 8 条 j 項と関連する条項に関する作業部会(UNEP/CBD/COP/12/5)
- b. SBSTTA17,18(UNEP/CBD/COP/12/2 and UNEP/CBD/COP/12/3)
- c. 条約の実施に関する作業部会 WGRI5(UNEP/CBD/COP/12/4)

38.

COP12 直前に開かれた準備会合の結果を、地域グループが報告することが期待されている。

Item9 事務局長からの報告および信託基金 (trust fund) の予算についてのレポート

39.

条約運営事務局長による以下の報告に注目することを依頼する。

- 決議 XI/31、24 段落の合意の運営上の効率化について
- 条約の信託基金の予算について(UNEP/CBD/COP/12/7)

また、biennium2015-1016 実施計画のための予算についての議題 item30 への考慮を含む情報を  
COP12 で取り上げることも依頼する。

40.

本会議では、予算にフォーカスしたコンタクトグループを以下のように立ち上げたいと考えている。

議題 item9 : 条約の管理についての予算について

議題 item3230 : biennium2015-2016 の実施計画のための予算について

最初の本会議では、このコンタクトグループの実施計画の予算の検討について言及される予定である  
(議題 item15 ; UNEP/CBD/COP/12/6 参照)

Item10 名古屋議定書の現状（遺伝資源へのアクセスと、遺伝資源の利用による恩恵の公正で公平な分配について）

41.

COP の多年度実施計画での決議 X/9 により、遺伝資源へのアクセスと、遺伝資源の利用による恩恵の公正で公平な分配における名古屋議定書の実施状況について検討を行うことが決定されている。

その前に、以下の報告が用意される。

遺伝資源へのアクセスと、遺伝資源の利用による恩恵の公正で公平な分配についての、名古屋議定書政府間委員会についての会議報告(UNEP/CBD/COP/12/6)

名古屋議定書の状況についての報告(UNEP/CBD/COP/12/8)

42.

2014/7/14 までに、51 の締約国（50 カ国と EU）は名古屋議定書を批准、承認、受け入れまたは加盟する。それによって、名古屋議定書は 2014/10/12 に施行される予定である。また、名古屋議定書締約国会議としての COP1 が 2014/10/13-17 に予定されている。

従って、COP は政府間委員会の勧告（名古屋議定書締約国会議としての COP1）の採択について言及することを期待されている。

政府間委員会による勧告で要点が述べられた残りの作業（特に、名古屋議定書の遵守の促進と、遵守しなかった場合の処理（条項 30）のための協力の手順と制度上のメカニズム）についての言及について検討を行うことが期待されている。この検討は、名古屋議定書締約国会議としての COP1 の最初の会議（2014/10/13）での決議をまとめるために、この議題における発展的作業のためのコンタクトグループで行われる。

## <3> 生物多様性戦略計画 2011-2020 と愛知ターゲット：アクセスの進捗と実施

### について

43.

COP10 では以下のことが行われた

生物多様性戦略計画 2011-2020（愛知ターゲットも含む）の採択

締約国に生物多様性戦略計画 2011-2020 実施するよう強く求め（決議 X/2,3 段落）、今後の会議で再検討を行い、直面した障害への対応に対する指針の提供を行うことを決定

COP12 では、

生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施に関する進捗評価（議題案セクション III）

生物多様性戦略計画の実施の拡大のための更なるアクション（セクション IV）

について注目する予定である。

### Item11 世界生物多様性概況第 4 版（以下 GBO4）

生物多様性概況

44.

COP10 にて、愛知ターゲットの進展（条約実施と条約の戦略計画が MDGs の 2015 年目標にどれだけ貢献したかの分析も含む）の中間レビューを提供するために世界生物多様性概況が準備されることが決定した（決議 X/2, para. Paragraph13）

45.

SBSTTA18 では、GBO4 の草案を検討した。

勧告 XVIII/1 に含まれる指針と同時に、多くのパートナー（DIVERSITAS、the United Nations Environment Programme World Conservation Monitoring Centre、Biodiversity Indicators Partnership のメンバーら）の協力による SBSTTA Bureau や GBO-4 Advisory Group の指針をもとに、事務局長によって GBO4 の最終版が作られてきた。

また、その報告は、国家報告第 5 版、科学的文献、ケーススタディを含む情報源をもとに作られている。多くの専門家、パートナーが準備に尽力した。

報告の要素は広範囲にわたる技術的な再検討を経て、2014 年 6,7 月の 4 週間に渡る締約国とオブザーバーによる再検討を行うために草案が公開された。

## Item 11 におけるアクション

46.

この議題 item において、GBO4 は正式に始動する。COP ではこの報告の最終版が用意される。概要は UNEP/CBD/COP/12/9 のドキュメントに含まれ、完全版は国連の公用 6 カ国語で公開される。

この item において、締約国やその他の政府とオブザーバーによる組織は、今後の議題 item12 における決議草案に関する審議・検討をもとにしての報告・鍵となるメッセージに対する意見提供を依頼される予定である。

## item 12 生物多様性戦略計画 2011-2020 の目標、愛知ターゲットの進展のレビューと進捗拡大のための更なる行動について

47.

条約 23 条、サブパラグラフ 4(a)、決議 X/2 と X/9 に従い、COP では生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施状況、愛知ターゲットの達成状況について検討し、更なる行動を決定することを期待されている。

48.

調査は、item11 の GBO4 に含まれる結果に基づいて行われる。

SBSTTA18 では、勧告 XVIII/1 (COP が GBO4 の一般的な結論を記録することを含む) が採択された。また、実施を拡大するための鍵となる潜在的な行動についてのリストのまとめが提供された。

SBSTTA17 では、生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施と愛知ターゲットの達成、勧告 XVII/1 の採択のため、鍵となる科学的・技術的なニーズのリストを特定した。

## Item12 におけるアクション

49.

COP では、文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 (SBSTTA の勧告 XVII/1 : 生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施に関連する科学的・技術的なニーズについて、XVIII/1 : GBO4 について) についての決議の草案を検討することが期待されている。

50.

COP では、事務局長によって準備されてきた決議草案の付属物についても検討したい。

- a. GBO4 をもとに作られる、実施拡大のための鍵となる潜在的なアクションのリスト (UNEP/CBD/COP/12/9/Add.1)
- b. 文書 UNEP/CBD/COP/12/9/Add.2 に含まれる生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施に向けた進捗調査の指標二関する技術専門家グループ会合の役割と機能 (TOR) の草案

### item13 会議の目標実施のサポートの供給と生物多様性戦略計画 2011-2020 の進捗、能力形成・技術・科学協力と実施をアシストするその他のイニシアチブの拡大についてのレビュー

生物多様性国家戦略とアクションプランの改訂・実施の進捗と、国家報告第 5 版の提出について

51.

決議 X/2 において、COP は、締約国とその他の政府に以下のことを強く求めた。

生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施

世界目標に向けた国際的な努力に貢献するために国家・地域目標を定めること

政策手段として採択された生物多様性国家戦略とアクションプランの見直し・適切な改訂

国家の成長方針・戦略と計画プロセスにおける生物多様性目標の統合のための効果的手段

としての改訂後の生物多様性国家戦略とアクションプランを使用すること

52.

決議 XI/2 A において、生物多様性戦略計画 2011-2020 に伴う生物多様性国家戦略とアクションプラン (生物多様性に関連する国家計画も含む) のレビューや適切な改訂を行っていない締約国とその他の政府に、それらの実施を強く求めた。

53.

WGRI5 にて、生物多様性国家戦略とアクションプラン・採択された勧告 5/3 の更新について、締約国による進捗のレビューが行われた。

54.

COP の情報として以下のものが提供される (UNEP/CBD/COP/12/10)

生物多様性国家戦略とアクションプランの改訂と実施 (国家目標も含む)

国家報告第 5 版の提出



55.

COP は、決議 XI/2 において、生物多様性国家戦略 2011-2020 の実施において国・地域共同体をサポートするため、能力形成のための活動・知識の共有の必要性を強調した。

また、COP は、決議 XI/2 A において、事務局長に以下のことの継続を求めた。

生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施を強化するためのプロモーション活動  
国家・地域レベルでの愛知ターゲットへの進捗

56.

COP は、決議 XI/2 C において、以下のことを事務局長に求めた。

首尾一貫した継続的で対等な技術・科学協力へのアプローチを形成すること  
パートナーシップと能力の形成のため、会議の実施をいかに促進するか決定すること

57.

生物多様性国家戦略とアクションプランのレビュー・改訂に従い、COP は、決議 XI/2 A において、事務局長に以下のことを求めた。

最良事例・レッスンの継続したやりとりと、習得・強化された地域・準地域の協力体制（南-南間また三角協力・利害関係のある締約国間で行われた自発的なレビュー手続き）のやりとりの促進

加えて、決議 XI/15 においては、地域・世界の技術協力ネットワークが、小さな発展途上の島国と島を持つ後発開発途上国での生物多様性国家戦略と行動計画の改訂と実施についての進行中のレビューを手助けできるようにすることを事務局長に求めた。

58.

クリアリングハウスメカニズムに従い、決議 XI/2 B において事務局長に以下のことを求めた

- a. 情報共有メカニズムが中央と国家の情報共有メカニズムと相互に連結された基準となるための情報共有の仕組みの設立
- b. a を実施する環境として、相互の両立性の確保と行動の重複を避けるため、他の生物多様性に関連する条約と協力すること
- c. 会議の Article 17,18 に従い、技術的・科学的な情報の交換を促進する自動通訳ツールの使用を継続すること

59.

WGRI5 では、以上で述べられた議題について焦点が当てられ、勧告 5/11 が採択された。

60.  
技術・科学的協力と、情報共有の仕組みについての更なる進捗報告が文書 UNEP/CBD/COP/12/11 にて提供されている。

コミュニケーション、教育、普及啓発、国連生物多様性の 10 年について

61.  
決議 XI/2 D において、COP は事務局長に以下のことを求めた。  
the Decade's web portal での、国連生物多様性の 10 年における全ての行動を強調し、行動の情報の概要の準備を継続するために、コミュニケーション・教育・普及啓発についての行動計画における、国連生物多様性の 10 年に向けた戦略の実施の促進  
また、国際生物多様性の日（2014 年テーマ：島部の生物多様性）に関連する行動についての追加情報が提供される。

62.  
これらの議題についての進捗報告が文書 UNEP/CBD/COP/12/12 にて提供されている。

item13 におけるアクション

63.  
この議題 item において、COP では文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 に含まれる決議の草案の完成と採択について検討を行うことが期待されている。この草案は以下のものに由来する。  
a. WGRI の勧告 5/3（生物多様性国家戦略とアクションプラン改訂・実施、国家報告第 5 版の提出の進捗のレビュー）  
b. WGRI の勧告 5/11（会議目的と生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施に対するサポートの提供の進捗のレビュー）

64.  
以上を行う際、COP は文書 UNEP/CBD/COP/12/10、UNEP/CBD/COP/12/11、UNEP/CBD/COP/12/12 にて提供された情報について考慮したい。

## Item14 資源動員

65.

資源動員戦略（決議 IX/11 に付属）において、COP12 で戦略実施の広域的なレビューを提供する。また、決議 XI/4 の提案に応える形で、WGRI5 では資源動員戦略のレビューが行われ、資源動員目標（お金についての報告・技術サポート・能力形成に関する愛知ターゲット 3 の様式とマイルストーン）に取り組むことについての勧告 5/10 を採択した。

66.

加えて WGRI5 では、生物多様性戦略計画 2011-2020 と 2020 年までの愛知ターゲットの達成をサポートするために、愛知ターゲット 20 の実施に向けた具体的で効果的な行動の提案を、COP12 で実行可能な決議を用意する目的で事務局長に求めた。

67.

また、COP12 で検討を行う目的で、予備の報告枠組みの改訂と資源動員戦略の実施に関する世界的なモニタリングレポートの提出も WGRI5 は事務局長に求めた。

## Item14 におけるアクション

68.

この議題 item において、COP は、文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 を含む決議草案を完成させ採択するために、検討を行いたい。この決議草案は以下のものに由来する

勧告 5/10（資源動員戦略実施のレビュー）

以下のものを含む追加情報

文書 UNEP/CBD/COP/12/13（資源動員戦略）

UNEP/CBD/COP/12/13/Add.1（資源動員に関する世界的なモニタリングレポート）

UNEP/CBD/COP/12/13/Add.2（ハイレベルパネルによる生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施のための世界的な資源調査のレポート第 2 版）

UNEP/CBD/COP/12/13/Add.3（予備の報告枠組みの改訂版）

UNEP/CBD/COP/12/13/Add.4（保護手段の自発的な指針のためのオプション）

UNEP/CBD/COP/12/13/Add.5（資源動員のための共同アクションと市場外でのアプローチにおける活動についての報告）

## Item15 ファイナンシャルメカニズム

69.

COP と地球環境ファシリティーの間での理解についての覚え書きを実施するため、COP は以下のことを期待されている。

- ファイナンシャルメカニズムを通して利用可能な資金へのアクセスと利用にむけた、政治・戦略・計画上の優先事項と適切な基準の設定
- 地球環境ファシリティーの会議報告についての検討
- ファイナンシャルメカニズムの有効性についての再検討
- 資金がどれだけ必要かの決定

70.

WGRI5 では、決議 XI/5 に応える形で、決議 X/27 にともなうファイナンシャルメカニズムの有効性のレビューの第 4 決議の草案を準備した。

71.

COP では Global Environment Facility の報告（決議 XI/5 に含まれる報告要請への返答も含む）も話し合われる。

## Item15 におけるアクション

72.

この議題 item のもとで、COP は以下のものについて検討を行いたい。

- Global Environment Facility の会議報告 (UNEP/CBD/COP/12/1/Add.1)
- 勧告 5/1 (ファイナンシャルメカニズム) に由来する文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 に含まれる決議草案
- 事務局長が用意したメモ (UNEP/CBD/COP/12/14) に含まれる追加情報

73.

COP では、ファイナンシャルメカニズムに関連するあらゆる勧告 (名古屋議定書についての会議、名古屋議定書締約国の会議での勧告) について検討を行うことによって、ファイナンシャルメカニズムに対する更なる指針が提供されるかもしれない。

## Item16 生物多様性と持続可能な開発

ポスト 2015 国連開発アジェンダおよび持続可能な開発目標 (SDGs) への貢献

74.

取り組むと計画されている決議 X/9 において、COP12 では、ミレニアム開発目標 (MDGs) の 2015 年目標の達成のための、生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施への COP12 での貢献について検討する。

この検討は、国家報告第 5 版と GBO4 に基づき行われる予定である。

75.

決議 XI/22 において、COP は事務局長に以下のことを求めた。

持続可能な開発の発展プロセスにおいて多くの組織と協力すること  
多くの生物多様性と開発に関連する具体的な活動を引き受けること

76.

WGRI5 では、これらの議題に取り組み、勧告 5/8 B の採択を行った。

77.

ポスト 2015 国連開発アジェンダの発展プロセスの改訂と事務局の関連する活動が文書 UNEP/CBD/COP/12/15 にて提供される。

生物多様性と貧困の撲滅、開発

78.

決議 XI/22 において、COP は以下のことを決定した。

将来の会議で、生物多様性と人類の福利・生計・貧困の撲滅・持続可能な開発の関係に関連する問題について話し合うこと

79.

WGRI5 では貧困撲滅と開発のための生物多様性に関する専門家グループの第二回会合（インドのチェンナイで 2013/12/4-6 に開催）の結果を含むこれらの議題を扱った。

生物多様性と人間の健康

80.

決議 XI/6 C において、COP は事務局長に生物多様性と健康の関係に関連する指標の更なる発展と WHO との共同行動計画の設立に関連する組織との協力を要求した。

81.  
SBSTTA18では、この議題に関する報告の進捗についての検討と、勧告 XVIII/14 の採択を行った。

82.  
生物多様性と人間の健康の関連についての改訂版の報告書が文書 UNEP/CBD/COP/12/16 にて提供される予定である。

#### Item16 におけるアクション

83.  
この議題 item において、COP では、決議草案と文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2（以下のものに由来）に含まれる COP への勧告を完成させ、採択するために検討を行いたい。

- a. WGRI の勧告 5/8（貧困撲滅と持続可能な開発のための生物多様性）
- b. SBSTTA の勧告 XVIII/14（健康と生物多様性）

84.  
これを行うにあたって、COP では、以下で提供された情報について考慮することが期待されている。

文書 UNEP/CBD/COP/12/15  
GBO4 に関するセクション  
文書 UNEP/CBD/COP/12/16

#### item17 ジェンダー考慮の主流化

85.  
COP 決議 XI/9 によって、事務局長は以下のことを求められている。

会議中の全ての行動計画においてジェンダーを主流化するための指針の提供  
この問題に関連する能力形成活動の実行  
ジェンダー主流化を監視するための指標の開発についての事務局に対する提案を締約国に求めること  
会議中の活動のための指標の開発についての報告を行うこと（決議 XI/9）

86.  
WGRI5 では、これらの問題に取り組み、勧告 5/12（事務局長に、締約国がとることのできる活動を含むジェンダー行動計画の視点を広げることが求めたもの）を採択した。  
それに応じて、事務局長はこの観点からの提案を準備した。

## item17 におけるアクション

87.

この議題 item において、COP では、文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 に含まれる決議草案を完成させ、採択するために検討を行うことが期待されている。

この文書は、WGRI の勧告 5/12 (改訂版 2020 年に向けたジェンダー行動計画とジェンダー主流化・モニタリング・評価・指標についての報告) に由来する。

この際、文書 UNEP/CBD/COP/12/17 に含まれる追加情報も考慮する。

## < 4 > 会議の行動計画についてのその他の議題

### item18 アクセスと利益の共有

88.

全ての締約国が 15 条に対する義務があり、会議の条項に関係しているが、会議ではこの議題 item について独立した議題を検討することは予定されていない。

しかしながら、会議における構造と手続きの能率に関しては、会議・議定書・item30 における検討に由来する更なる要素において、アクセスと利益の共有に関連する統合的なアプローチを維持するため、COP が事務局長に以下のことを要求することを期待されている。

会議の条項と名古屋議定書の条項に関連する、アクセスと利益共有の調和についての問題への統合的なアプローチを促進するための可能な方法・意義についてのメモを準備すること

COP13 までにこの議題についての更なる検討について知らせること

### Item19 8条j項と関連する条項

89.

決議 XI/14 A に従い、伝統知識と習慣的で持続可能な利用に関連する指標の進捗を含む、8条j項と関連する条項の実施に関する進捗を再検討するため、第8回作業部会（2013/10/7-11 モントリオールにて）を開催した（決議 XI/3 B）。

また、COP からの要請に応じて、作業部会では、8条j項と関連する条項に関する行動計画の主要な要素として、習慣的で持続可能な生物多様性の利用に関する活動の世界的な計画草案の検討を行った（決議 XI/14 F）。また、会議の作業中に、能力形成の努力・コミュニケーションの発展・メカニズムと手段・会議プロセスやその他のイニシアチブにおける固有で地域的なコミュニティの参加のための自発的な基金の運転を含む、固有で地域的なコミュニティの効果的な参加を促すためのメカニズムの再検討も行った。

90.

さらに、作業部会では以下のことについての検討も行った

生物多様性の保護と持続可能な利用に関連する伝統的な知識を本来あったところに戻すことを拡大・促進するための自発的な指針を前進させる専門的な手続き（決議 XI/14 D）と改訂版行動計画（決議 XI/14 C） task7,10,12 にどのように取り組むか

作業部会では、伝統的知識の保護のための特殊なシステムについての更なる検討も行った。

91.

加えて、国連先住民常設フォーラムの勧告に関して、決議 XI/14 G に応える形で、作業部会では「固有の人々と地域的なコミュニティ」という言葉の利用について、条約の文脈のなかで検証し、事務局長に対して分析を依頼した。

国連法務局からの助言を得ることも含め、分析を用意するよう事務局長に要求した（文書 UNEP/CBD/COP/12/5/Add.1）。

#### Item19 におけるアクション

92.

この議題 item において、COP では、8条 j 項と関連する条項の第8回作業部会についての報告（UNEP/CBD/COP/12/5）がある予定である。また、完成と採択に向けて、文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 に含まれる決議草案について検討を行いたい。

この文書は、以下のものに由来する。

- a. 勧告 8/1（8条 j 項と関連する条項、会議での固有で地域的なコミュニティの効果的な参加を促すためのメカニズムの実施に関する進捗報告）
- b. 勧告 8/2（8条 j 項と関連する会議条項の作業計画の主要な要素としての10条（特に10条 c 項に注目）について）
- c. 勧告 8/3（生物多様性の保護と持続可能な利用に関連する伝統的知識を、もとあった場所に戻すための最優良事例の指針の開発について）
- d. 勧告 8/4（会議における行動と名古屋議定書に対してどのように task7,10,12 に最大限に貢献するか）
- e. 勧告 8/5（伝統的知識・発明・事例の保護、維持、促進にむけた特殊なシステムについて）
- f. 勧告 8/6（国連先住民常設フォーラムからの勧告）

93.

勧告 8/6 の検討において、COP は事務局長から提供されたメモ（UNEP/CBD/COP/12/5/Add.1）からの情報も考慮に入れる予定である。



## Item20 責任と救済

94.

決議 X/9,subparagraph (b)(vii)に従って、COP ではこの item に関して更なる検討を行う。

### Item20 におけるアクション

95.

COP では、事務局長によって用意された報告 (UNEP/CBD/COP/12/18) のレビューと、この item における今後の行動について決定する。

## Item21 海と沿岸の生物多様性

生態学的・生物学的に重要な海の領域 (EBSAs)

96.

決議 X/29 において、COP は事務局長に以下のことを要求した。

生態学的・生物学的に重要な海の領域 (EBSAs) などの類を促進することを主要な目的とした地域的な一連のワークショップを開催するために、締約国・その他の政府・適切な組織・地域的なイニシアチブと協力すること

その後、決議 XI/17 において、COP は事務局長に以下のことを要求した。

締約国がワークショップを行いたいと考える地域・準地域のため、また、新しく利用可能になった情報にて既に言及されている領域の更なる記述のための追加的なワークショップの組織を通じて、EBSAs の基準にマッチするエリアを促進するために、締約国・その他の政府・適切な組織・世界的で地域的なイニシアチブと更なる協力をすること

また、決議 XI/17 においては、COP は、関連する組織やパートナーとの協力の際、多くの補助的な活動を行うことを事務局長に要求した。

97.

SBSTTA18 において、これらの議題に取り組み、勧告 XVIII/3 の採択を行った。

海と沿岸の生物多様性における人間の活動の有害な影響、海中騒音・海洋ゴミ・能力形成 (海洋空間のイニシアチブの計画とトレーニングも含む) に対する取り組み

98.

決議 XI/18 での要求の実施のため、生物多様性・生態系機能に対する海洋酸性化の影響についての文書の体系的なレビュー、サンゴの白化に対する特定の活動計画を SBSTTA18 では検討した。また、SBSTTA では、愛知ターゲット 10 (サンゴ礁と周辺の生態系) へのアクションの優先順位についても話し合った。

99.

SBSTTA18 では、決議 XI/18 で予定されていた通り、生物多様性における海中騒音の影響に関する専門的ワークショップと、海洋ゴミの影響に対する取り組みについての進捗報告についても検討が行われた。

また、決議 X/29、XI/17、XI/18 の要求に応える形で、海洋空間計画とイニシアチブのトレーニングを含む、ツールについての進捗報告・能力形成についても検討が行われた。

100.

この議題に関する SBSTTA の勧告は、勧告 XVIII/4 の中に含まれている。

#### Item21 におけるアクション

101.

この議題 item において、COP では、最終決定と採択のため、文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 に含まれる決議草案の検討を行いたい。

- a. SBSTTA の勧告 XVIII/3 (海と沿岸の生物多様性：生態学的・生物学的に主要な海の領域)
- b. SBSTTA の勧告 CVIII/4 (海と沿岸の生物多様性：その他)

#### Item22 外来種の侵入

102.

決議 XI/28 において、COP は事務局長にペット・水生生物・陸生生物および生き餌や生鮮食料として持ち込まれる侵略的外来種の侵入に関連するリスクに対処するための多くの議題を用意することを要求した。

また、侵略的外来種に対する将来的な作業についての情報提供のため、COP は事務局長に、以下のことも要求した。

侵略的外来種に関する決議実施の進捗の検証

侵略的外来種の侵入における最もありふれた経路の準備リストの用意

103.

SBSTTA18 では、これらの議題に取り組み、勧告 XVIII/5 と XVIII/6 を採択した。

104.

決議 XI/28 において、COP は事務局長に以下のことも要求した。

締約国に既に存在している国際的な規定への参加を求める実用的で規範的な助言とツール、統一・強化された外来種に関する国家戦略（国・地域レベルでの能力形成・政策の調和に関連）の締約国の事例に関する指針・勧告・情報を作ること  
固有・地域的なコミュニティ、公的・その他の利害関係者を含む、広範囲の対象向けの侵略的外来種についての教育と情報発生に関する意識向上・促進の方法論の開拓

105.

COP は WTO の衛生植物検疫措置に関する委員会を、生物多様性条約がその委員会にてオブザーバーの立場から作成した要請について検討を行うよう依頼した。また、事務局長にその要請を積極的に実施することを要求した（決議 XI/28）

106.

これらの議題に関する進捗報告が事務局長によって利用可能な状態にされる予定である。  
（UNEP/CBD/COP/12/19）

item22 におけるアクション

107.

この議題 item において、最終決定と採択のため、COP では、文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 に含まれる決議草案について検討を行いたい。この文書は以下のものに由来する。

- a. SBSTTA 勧告 XVIII/5（ペット・水生生物・陸生生物および生き餌や生鮮食料として持ち込まれる侵略的外来種の侵入に関連するリスクのマネジメントと、それに関連する議題）
- b. SBSTTA 勧告 XVIII/6（侵略的外来種に対する活動のレビューと将来的な活動の検討）

Item23 世界植物保全戦略

108.

COP では、生物多様性戦略計画 2011-2020 の中間レビューとともに、世界植物保全戦略 2011-2020 の実施についての中間レビューを行うことを決定した（決議 XI/17）。

世界植物保全戦略の実施に関するモニタリング（指標の使用を含む）は、広い文脈で、生物多様性戦略計画 2011-2020 のレビューと評価に関連づけられた状態で見られるべきであるということに COP は同意している（決議 XI/26）。

109.

SBSTTA18 では、世界植物保全戦略 2011-2020 の目標達成の進捗と、世界植物保全戦略にむけたオンラインのツールキットの更なる開発に関連する多くの活動の着手の進捗について検討した。また、勧告 XVIII/2 を採択した。

#### Item23 におけるアクション

110.

この議題 item においては、最終決定と採択のため、COP では SBSTTA 勧告 XVIII/2（世界植物保全戦略 2011-2020 の目標達成の進捗）に由来する文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 に含まれる決議草案について検討を行いたい。

#### Item24 新出で緊急性の高い議題：合成生物学

111.

決議 XI/11 において、事務局長は以下のことに基づく意見と情報の統合にむけた準備をすることを要求された。

- a. 合成生物学から生まれた部品、有機体、製品について
- b. 適用できる条約の条項（決議 IX/29 の 12 段落の基準をどのように決めるかを含む、議定書とその他の関係する合意）の間で発生しうるギャップと重複について

112.

SBSTTA18 では、合成生物学と合成生物学の生物多様性への潜在的な影響、更なる同僚評価に基づいた、条約（その議定書とその他の関連する合意）との発生しうるギャップと重複についての情報の文書を改訂することを要求した勧告 XVIII/7 を採択した。

#### Item24 におけるアクション

113.

この議題 item においては、最終版の作成と採択のため、COP では、事務局長のメモ（UNEP/CBD/COP/12/20）、SBSTTA 勧告 XVIII/7 に由来する文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 に含まれる決議草案を含む追加情報を考慮したい。

## Item25 生物多様性と気候変動

114.

決議 XI/21 において、COP は文書 UNEP/CBD/SBSTTA/16/9（生物多様性と気候に関する活動を統合するにあたっての障害への対処について）で提示された関連する活動についての議論の継続を事務局長に要求した。

また、決議 X/33 においては、COP は締約国と関連する組織、手続きが生物多様性に関係するような緩和や採択をするための生態系に基づいたアプローチを作り実施するために、締約国・関係する組織・手続きをサポートすることを事務局長に要求した。

115.

決議 XI/19 において、COP は事務局長に以下のことを要求した

条約の目的達成に向けた REDD+アクティビティへの貢献を促進するための締約国の努力をさらにサポートするため、気候変動枠組み条約（UNFCCC）事務局や森林に関する協調パートナーシップのメンバー、その他の関係する組織とイニシアチブとの協調の拡大を行うこと

生物多様性におけるセーフガードの利用に関する情報収集

条約の目的への可能な貢献に関して、締約国からの、気候変動枠組み条約 COP の決議 2/CP.17 の 67 段落（森林の必須で持続可能なマネジメントのための共同の緩和とアプローチの採択のような、市場には基づいていないアプローチについて）に関するイニシアチブと経験についての情報収集を行うこと

116.

SBSTTA18 では、これらの問題に取り組んだ。

## Item25 におけるアクション

117.

この議題 item においては、最終版の作成と採択のため、COP では文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 に含まれる決議草案（SBSTTA 勧告 XVIII/10（生物多様性と気候変動）に由来）について、事務局のメモ（UNEP/CBD/COP/12/21）に含まれる追加情報も考慮しながら検討を行いたい。

## Item26 生態系保護と保存

118.

決議 XI/16 において、COP では、締約国とその他の政府、関連する組織を招待し、生態系保護の実施におけるサポート国の活動を引き受けるよう事務局長に要求した。

119.

決議 XI/24 において、COP では、保護地域の行動計画のための国別アクションプランの実施のサポートの継続と、愛知ターゲット 11 とそれに関連する国・準地域・地域レベルのその他の目標達成にむけた進捗の継続を事務局長に要求した

120.

SBSTTA18 では、これらの議題について、事務局長が用意した進捗報告について検討を行い、勧告 XVIII/11 を採択した。

121.

この議題 item において、最終版作成と採択のため、COP では、事務局長が用意した文書 UNEP/CBD/COP/12/22 に含まれる追加情報も考慮しながら、文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 に含まれる決議草案（SBSTTA 勧告 XVIII/11（生態系の保護と保存）に由来）について検討したい。

## Item27 生物多様性の持続可能な利用：野生肉と野生動物の持続可能な管理

122.

決議 XI/25 において、COP は事務局長に SBSTTA の忠告を提供するよう要求した。

SBSTTA の忠告とは以下のものである。

- (i) 8条j項と、固有の地域的コミュニティによる習慣的な生物多様性の持続可能な利用に関する条項について、作業部会で作成された進捗の周期的な更新を行うこと
- (ii) 特に野生肉種の管理と習慣的な利用についての野生生物の持続可能な管理の進捗について、また、締約国と関連する組織からの提案に基づく能力形成の必要性に関連する事項について、進捗報告の統合を行うこと

123.

SBSTTA では、締約国・その他の政府・関係する組織とイニシアチブ（固有で地域的な、実際の力を持つイニシアチブ、活動、経験も含む）によって引き受けられた活動の進捗報告についてと、事務局長の活動・採択された勧告 XVIII/13 に関連する進捗報告について検討が行われた。

## Item27 におけるアクション

124.

この議題 item において、最終版の作成と採択のため、COP は文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 に含まれる決議草案 (SBSTTA 勧告 XVIII/13 (生物多様性の持続可能な利用：野生肉と野生生物の持続可能な管理) に由来) について検討を行いたい。

## Item28 バイオ燃料と生物多様性

125.

決議 XI/27 において、COP12 で、決議 IX/2 と X/37 の実施の進捗のレビューを行うことを決定した。

## Item28 におけるアクション

126.

この議題 item において、COP では、事務局長が用意したこの議題に関するメモ (UNEP/CBD/COP/12/23) について検討を行いたい。

## Item29 他の条約・国際機関・利害関係者との取り決めとの協力 (企業も含む)

127.

決議 XI/6 において、COP は、生物多様性戦略計画 2011-2020 と愛知ターゲットが、関連する機構・組織・手続きによる生物多様性に関する会議を通して採用されたことを保証するために必要なアレンジメントのサポートの必要性を強調した。

またこの item においては、COP は、他のリオ条約、生物多様性に関する条約、国際的な組織や計画、準国家や地域の政府・利害関係者・企業とのとりきめに対するさらなる指針を提供するよう求めた。

## 生物多様性に関する条約、リオ条約、EMG、他の国連の機関、国際的な組織との協力

128.

決議 XI/6、XI/15 において、事務局長は、生物多様性に関する条約、リオ条約との協力に関係する多くの活動を引き受けるよう要求された。

水について、また特に愛知ターゲット 14 において、COP はラムサール条約事務局との協力と関係するパートナー・イニシアチブとの協議内で、水資源の管理についての意識・能力形成・生態系に基づいた解決を促進するための双方向のパートナーシップを形成することを、決議 XI/23 において事務局長に要求した。

129.

COP は、EMG (the Environment Management Group) による、生物多様性戦略計画 2011-2020 実施に対する国連機関の貢献についてとそのメンバー間の協力についての進捗報告を歓迎するだろう。

また、COP は生物多様性戦略計画 2011-2020 の実施と愛知ターゲットの達成に向けた支援をするための他の国連機関や他の国際組織との協力についての情報を提供されることになるだろう。

130.

林業・農業について、また特に愛知ターゲット 7 と 13 において、事務局長は FAO (国連食糧農業機関) との協力の更新を行う予定である。

また、UNESCO・条約事務局の生物学的・文化的多様性についてのジョイントプログラムにおける進展についての進捗報告も利用可能になるだろう。

131.

WGRI 5 では、これらの議題のうちのいくつかを扱い、勧告 5/7 を採択した。

#### 観光事業

132.

COP では、事務局長のメモ (UNEP/CBD/COP/12/24/Add.1) に基づき、生物多様性と観光事業の発展についての指針 (決議 XI/6) の効果に関するレビューを行うだろう。

#### 利害関係者との取り決め

133.

これらの議題を扱い、勧告 5/6 の採択を行った WGRI5 による、市民社会についての決議 XI/8 B,C への返答として、条約に関連する作業についての利害関係者との取り決めについての情報を事務局長が用意した。



## ビジネスと生物多様性

134.

ビジネスと生物多様性について、事務局長は、現在進行しているビジネスと生物多様性のイニシアチブに対する支援を通して、企業・政府・その他の利害関係者間の対談を促進することを要求された。

また、事務局長に対して、最良事例に関する情報の収集と、このような事例の採択についての企業・政府・その他の利害関係者の取り決めの促進について、更なる要求がされた。

加えて、企業の理解と生物多様性の管理のための解決法の採択を手助けし、生物多様性の保護・生物多様性の構成要素の持続可能な利用・生物多様性の喪失の制御についての意識向上に関しても手助けするために、ツールとメカニズムの分析を洗練したものとするよう事務局長は要求された。それによって、生物多様性と生態系サービスに関連する能力を形成することについて企業をアシストする（決議 XI/7）。

WGRI5 では、これらの議題を取り扱い、勧告 5/4 を採択した。

## 準国家による実施

135.

事務局長は、決議 X/22 において、同じ決議の 1 段落で推薦された、準国家・都市およびその他の地方自治体の生物多様性に対する行動計画（2011-2020）についての報告を今後の締約国会議にて行うことを要求された。

また、事務局長は、今後の締約国会議の二次的なものとして、地方自治体の会議を適切なパートナーとともに招集することも要求された。

COP12 と並行して、第 4 回地域・準国家政府のサミットが開かれる予定である。

136.

決議 XI/8 において、事務局長は、生物多様性に対する地域・準国家のアクションについての世界的なパートナーシップと、それに伴う科学技術協力・能力形成・会議の地域・準国家単位での実施に関する最良事例の普及に関する効果的な基盤としての活動をサポートすることを要求された。

また、事務局長は、国家生物多様性戦略とアクションプラン（地域的な活動も含む）のレビューと改訂を行うための一連のワークショップに、地域・準地域の自治体の参加を継続することも要求された。

137.

WGRI5 では、これらの議題を取り扱い、勧告 5/5 を採択した。

## Item29 におけるアクション

138.

この議題 item において、COP は、最終版の作成と採択のため、文書 UNEP/CBD/COP/12/24 と Add.1addendum に含まれる追加情報を考慮した上で、文書 UNEP/CBD/COP/12/1/Add.2 の決議草案について検討を行いたい。

この決議草案は以下のものに由来する。

- a. WGRI 勧告 5/7 (他の条約、国際組織・機関との協力)
- b. WGRI 勧告 5/7 (ビジネスの取り決めに関連する進捗報告)
- c. WGRI 勧告 5/6 (利害関係者との取り決め)
- d. WGRI 勧告 5/5 (準国家・地域政府との取り決め)

## < 5 > 会議の運営について

### item30 条約の構造と手続きの効率化の改善、決議の失効

139.

COP はこの議題 item において、条約の構造と手続きの効率化と二つの議定書の議題に取り組むことが期待されている (決議 XI/10)。

WGRI5 では、これらの議題に取り組み、勧告 5/2 を採択した。これは事務局長が用意するよう要求された以下のものの中に含まれる。

- a. 2週間の条約締約国会議、カルタヘナ議定書締約国会議、名古屋議定書締約国会議における協力組織のための計画
- b. WGRI に代わる、実施に関する補助機関の役割と機能 (TOR)
- c. 国家生物多様性戦略とアクションプランの自発的な同僚評価の提案

140.

文書 UNEP/CBD/COP/12/25 に含まれる事務局長の回答

141.

この文書の追加資料 III (追加資料 II と一緒になっている) は、WGRI 勧告 5/2 の第 1 段落に答える形で、COP12 と第 1 回名古屋議定書締約国会議における協力組織のためのプランを提示している。

## 決議の失効

142.

現行の決議の実施に関してレビューすることと、新しい決議の採択を行うための良い基準を作るためのサポートに向けた行動に再度注目するため、**WGRI5** では、決議 **XI/12** とともに決議の失効のプロセスについても扱い、勧告 **5/9** を採択した。

## 生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム

143.

**SBSTTA17**、**18** は、生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォームとの関係（世界生物多様性概況の今後の版と、条約がどのようなものになるかの準備のための潜在的な実施を含む）はプラットフォームと以下のようにして協力すべきである。

- (a) プラットフォームにて取り上げられうる科学技術的なニーズの特定
- (b) 決議 **XI/13 C** と並んで、プラットフォームの結果に関連した検討

補助機関は勧告 **XVII/3** と **XVIII/9** を採択した。

## Item30 におけるアクション

144.

この議題においては、最終版の作成と採択のため、**COP** では文書 **UNEP/CBD/COP/12/1/Add.1** に含まれる決議草案について検討を行いたい。この文書は以下のものに由来する。

- a. **WGRI** 勧告 **5/2**（条約とその議定書における構造と手続きの効率化の改善）
- b. **WGRI** 勧告 **5/9**（決議の失効）
- c. **SBSTTA** 勧告 **XVII/3** と **XVIII/9**（生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム）

145.

**WGRI** 勧告 **5/2** についての検討において、**COP** では、事務局長による文書 **UNEP/CBD/COP/12/25** に含まれる情報について考慮したい。

### Item31 2020年に向けた締約国会議の多年度計画

146.

COPは、決議 X/9 において、COP12にて多年度計画を更新することを決定した。

### Item31 におけるアクション

147.

この議題 item において、COPは、文書 UNEP/CBD/COP/12/26 に含まれる 2020年に向けた多年度計画案を採択するために検討を行いたい。

### Item32 2015-2016の2年間行動計画にむけた予算について

148.

この item において、COPでは、事務局長によって準備された予算案 (UNEP/CBD/COP/12/27) に基づいて、COP、SBSTTA やその他の付属的な会議、事務局の核となる運営上の費用と 2015-2016の2年間行動計画の予算がマッチするように採択したい。

149.

決議 XI/31 に答える形で、この提案は、核となる予算計画のための5つの代案を含んでいる。これは、以下のものに由来する。

- a. BY トラストファンドの計画予算に向けた、要求される成長比率のアセスメントを作成する。
- b. 核となる計画予算 (BY トラストファンド) を 2013-2014 のレベルから名目で 7.5% 拡大する。
- c. BY、その他の名古屋議定書に関するいかなる予算も全て含めて、核となる予算計画 (BY トラストファンド) を、2013-2014 の BY トラストファンドの総額に対して名目で 7.5% 増やす。
- d. 核となる計画予算 (BY トラストファンド) を、名目で 2013-2014 のレベルのまま維持する。
- e. 2015-2016 にむけた核となる計画予算 (BY トラストファンド) を設定する。これは、BY トラストファンドと、その他の名古屋議定書に関するいかなる予算も含めた総額を、2013-2014 における BY トラストファンドの総計と同じ総計 (名目で) を維持したものである。

150.

文書に付属されている、過去における個別の締約国による予算への貢献は、生物多様性条約に適合した支出の分配のための国連の調査の規模に基づいて行われてきた。

計画・準計画による行動と資源需要についての詳しい情報は、より詳しい準計画行動と必要とされる資源についての事務局長によるメモ (UNEP/CBD/COP/12/27/Add.1) の中で提供がされている。一方、条約におけるトラストファンドの状況を示す表 (2012-2013 のお金に関する文書、2013-2014 の2年間にむけた寄付の規模) は、インフォメーションドキュメントとして現在計算されている。

151.

バイオセーフティについてカルタヘナ議定書は、また、アクセスと利益の共有について名古屋議定書は、「(それらは別物であるという前提で) 条約事務局のサービスの費用は、締約国によって支払われる予定である」と規定している。

従って、2つの異なる議定書両方の事務局費用と、条約と議定書に共通する事務局費用の特定の必要がある。

カルタヘナ議定書締約国会議としての COP7 は、条約締約国会議 12 (COP12) の直前に行われ、後者にて、カルタヘナ議定書のための費用として今後2年の予算の採択についての情報提供が行われる。

また、名古屋議定書締約国会議は COP12 と同時に招集され、アクセスと利益共有についての議題 (15条と関連する条項) は条約のもとで関係を持ち続けるだろう。また、COP・名古屋議定書締約国会議は条約・名古屋議定書の予算の検討をコーディネートすることが期待されている。

152.

加えて、COP では事務局長が用意した事務局の深くまでの機能的なレビューの結果についてのインフォメーションドキュメントに含まれる情報についても検討を行いたい。(決議 XI/31)

153.

予算の準備をするために、議題 item9 においてジョイント予算コンタクトグループが設立される予定である。またこれは、採択のために本会議に提出される予定である。

予算コンタクトグループは、会議の途中で報告を行うため本会議に招待される予定である。

#### Item32 におけるアクション

154.

COP では、文書 UNEP/CBD/COP/12/27 と Add.1 で提供されている関連情報について検討を行いたい。この際、適宜、名古屋議定書の第3回政府間委員会会議からのあらゆる関連する勧告についても考慮する。

## < 6 > 閉会

### item33 その他の議題

155.

COP では、手続きのルール 12 と決議 IV/16 の 7 段落によって、議論で持ち上がり受諾されたその他の話題について検討を行いたい。

### Item34 報告の採択

156.

COP では、記録者が用意した報告草案と 2 つの作業部会の報告に基づいて、COP12 の作業報告について検討し、採択する予定である。

また、この報告には、ハイレベルセグメントの会合の結果や、この会議と一緒に行われたその他のイベントの結果についての報告も添付される予定である。

いままでの事例に従って、COP は会議の後に記録者が議長の指針と事務局の手助けによって最終報告を完成させることを正式に認可したい。

### Item35 会議の閉会

157.

COP12 は 2014 年 10 月 17 日（金）の午後 6 時前後に閉会する予定。